



平成 21 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェーシー・コムサ
代表者名 代表取締役社長 和田 隆介
(コード番号 2876 J A S D A Q)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 野田 忠克
電 話 03-5722-7261

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 19 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改定を決議しましたので、お知らせいたします。(変更箇所は、下線で示しております。)

記

1. 改定の要旨

- ①財務報告に係わる内部統制の評価、報告の役割と責任の明確化
- ②反社会的勢力との関係遮断に関する決議内容の追加

2. 改定の経緯

当社は、内部統制体制の改善・強化に向けての活動を継続的に行っておりますが、現時点における体制の整備状況と今後の整備方針について取締役会において見直しを行い、その結果として同基本方針の改定を決議したものです。

当社は、今後も、内部統制の体制の改善・強化に向けて積極的な検討を継続する方針です。

3. 添付資料

内部統制システム構築の基本方針

以 上

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、役員・従業員の法令遵守を目的とする行動規範の一環として、コンプライアンス10ヶ条を整備しており、その運用の徹底をはかります。また、グループの役員・従業員の職務に関する不法行為等について、外部への法律相談等の窓口を設置するとともに、研修等によりコンプライアンス意識の向上をはかります。また、当社の監査役は、グループの主要な会議に出席し、意思決定事項が法令及び定款に適合することを確認することとします。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報について、法令及び社内規程に基づき適正に保存及び管理し、取締役及び監査役は必要に応じこれを閲覧できることとします。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

当社グループは、法令や定款違反その他の事由に基づく損失の危険を発見した場合には、社内規程（各業務に関する規程、経理財務に関する規程等）に基づき、必要な指示を各部署に対して行うこととします。また、年2回リスク管理委員会を開催し、事業等に係るリスクの洗い出し、選別並びにその対応を検討し、会社全体として取組む体制を構築します。さらにコンプライアンス意識の徹底をリスク管理の重要な要素と位置づけており、社内での啓蒙に努めております。また、組織間の牽制機能が十分に働くように職務分掌の明確化を図り、権限及び責任についても必要に応じて規程を見直すことによって種々のリスクのコントロールを目指しております。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会による経営の監督と執行役員制度の採用による業務執行の分担を図り、職務分掌規程により定められた権限に基づき業務を執行することとしています。また、業務執行上の重要な個別案件の方針を的確かつ迅速に伝達する目的で経営会議を開催しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス体制及び危機管理体制は、当社を中心としてグループ全体での整備・運用を行うこととしますが、グループ全体の業績確保のため、各社の目標と役割分担は明確化して業務遂行に当たります。また、経営効率向上および情報共有のため、同一業務についてはできるだけグループ内で横断的構造を構築するとともに、前項に係る経営計画の進捗の確認・検証については、グループ全体で実施していきます。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制とその場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役は内部監査室所属の職員に対して監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。その場合、その職員は監査役から命令を受けた事項に関しては、代表取締役 CEO の指揮命令を受けないこととします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、経営会議をはじめ重要な会議に出席し、全ての社内稟議書を閲覧するとともに、内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、客観的な監査を実施する体制を整備しております。

また、監査役は会計監査人との会合を通じて、意見・情報交換を行っております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社グループの役員及び従業員は、監査役の要請事項に対して積極的に協力することとし、監査役は必要に応じて弁護士・公認会計士など各分野の専門家等を活用できることとしております。さらに、監査役は全ての内部監査報告書、改善指示書を閲覧し、必要に応じて内部監査室との帯同監査を実施する体制を整備しております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

10. 反社会的勢力の排除について

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力及び団体との関係を遮断することを社内に徹底しており、これら勢力からの不当な要求に接した時には毅然とした態度により対応するようにコンプライアンス10か条でも求めています。

以上